HAMAMATSU Intercultural City Star Prize 事業所認定に関する実施要領

（目的）

第１条　この要領は、浜松市外国人材活躍宣言事業所認定に関する実施要綱（以下、「実施要綱」という。」）第１４条に定める「Intercultural City Star Prize 制度」について、必要な事項を定める。

（認定基準）

第２条　市長は、浜松市外国人材活躍宣言事業所（以下、「宣言事業所」という。）の認定を受けた者で、次の各号に掲げる全ての要件を満たした者を、HAMAMATSU Intercultural City Star Prize 事業所（以下、「ICC Star Prize 事業所」という。）として認定（以下、「Star Prize 認定」という。）することができる。

（１）外国人材が安心・安全に働くことが出来る就労環境づくりのほか、能力発揮・活躍促進・職域拡大に特に努めており、継続性が認められること

（２）宣言事業所の認定期間の更新を２回以上受けた者であること

（３）実施要綱第３号様式中「（７）創意工夫」の項において、実施項目の該当が８項目以上かつ項目４６が実施されていること

（認定申請）

第３条　前条の認定を受けようとする者は、市長が定める期間内に、HAMAMATSU Intercultural City Star Prize 事業所認定申請書（別記様式）にチェックリスト（実施要綱第３号様式）を添付して提出しなければならない。

（認定審査）

第４条　市長は、前条の申請書及びチェックリストの提出を受けたときは、事業所を訪問したうえで申請内容を審査し、Star Prize 認定する事業所を決定する。決定にあたっては、専門知識を有する者に意見を聴くことができる。

（認定期間）

第５条　認定期間は、当該事業所の宣言事業所の認定期間と同一とし、Star Prize 認定にかかる更新手続きは要しないものとする。

（認定マーク）

第６条　ICC Star Prize 事業所は、HAMAMATSU Intercultural Star Prize 事業所認定マーク（別図。以下「Star Prize 認定マーク」という。）を使用することができる。

（認定の取消し）

第７条　ICC Star Prize 事業所が宣言事業所の認定を取り消されたときは、Star Prize 認定も取り消されたものとする。

２　Star Prize 認定を取り消された事業所は、遅滞なく Star Prize 認定マークの使用を中止しなければならない。

（認定の特例）

第８条　市長は、宣言事業所及び Star Prize 認定の取消し事由が実施要綱第１１条第２号に基づくもののうち、当該事業所が同要綱第４条第２号の要件を満たさなくなったことである場合に限り、宣言事業所の再認定を受けた事業所を ICC Star Prize 事業所として再認定するものとする。

（公表）

第９条　市長は、ICC Star Prize 事業所及びその先進的な取組を広く市民に周知するものとする。

附則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別記様式（第３条関係）

HAMAMATSU Intercultural Star City Prize 事業所認定申請書

年　　月　　日

（あて先）浜松市長

申請者　所 在 地
事業所名ふりがな
事業所名
代表者職・氏名ふりがな
代表者職・氏名

認定番号	第　　号
事業所所在地	浜松市 （※申請者の所在地と異なる場合のみ記入）
ふりがな	
事業所名	（※申請者の事業所名と異なる場合のみ記入）
ふりがな	
代表者職・氏名	（※申請者の代表者職・氏名と異なる場合のみ記入）
業務名・事業概要	
事業所設置年月	年　　月
従業員数	人（　　年　　月　　日現在） ※うち外国人材　　人
連絡先 （担当者）	氏名 所属 電話 E メール

別図（第６条関係）